

# 令和 7 年度 中小企業 G X 経営推進支援事業補助金 募集要項

申請期限：令和 8 年 2 月 16 日（月）

本補助金の申請に当たっては、  
必ず事前にご相談ください。

令和 7 年 4 月



荒川区

## 目 次

|    |                        |   |
|----|------------------------|---|
| 1  | 事業内容・目的.....           | 1 |
| 2  | 補助対象者.....             | 1 |
| 3  | 補助対象事業.....            | 1 |
| 4  | 補助金額.....              | 2 |
| 5  | 補助対象経費.....            | 2 |
| 6  | 交付申請.....              | 2 |
| 7  | 交付決定.....              | 3 |
| 8  | 実績報告.....              | 3 |
| 9  | 補助金額の確定及び交付.....       | 3 |
| 10 | 企業化状況報告.....           | 3 |
| 11 | 補助金の交付決定の取り消し及び返還..... | 4 |
| 12 | 設備導入後の財産処分.....        | 4 |
| 13 | その他.....               | 4 |
| 14 | 交付申請等の受付相談窓口.....      | 4 |

## 1 事業内容・目的

区内中小企業が、経済と環境の好循環を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）経営に取り組むために行う設備投資に要する経費を補助することで、脱炭素経営に取り組むことによるブランド構築を通じた競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化を促進し、事業活動の持続化及び地域経済の一層の活性化を図ることを目的とするものです。

## 2 補助対象者

次の全ての要件に該当する場合が対象です。

- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で区内に本社（法人については登記上の本店、個人事業者については主たる事業所）を有する者
- 大企業（中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の事業を営む者をいう。）が経営に実質的に参画しない事業者
- 申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない者
- 荒川区暴力団排除条例（平成 24 年荒川区条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者がその経営に関与しない事業者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営む者でない者
- 補助金の交付申請の時点で、区内に本社を有することとなった日から起算して 1 年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で継続して事業を営む意向のある者

## 3 補助対象事業

経済と環境の好循環を目指す GX の実現につながる事業用途限定の設備の導入を行うもので、以下の 6 種類の設備の導入が対象です。

- ①生産、販売等事業活動に必要な設備      ②空調設備      ③照明設備
- ④小型ボイラー設備      ⑤再生可能エネルギー設備      ⑥蓄電池

※ ①は、事業活動において現に使用している設備を同等以上の出力・能力を有する設備に更新するものであって、新規設備が既存設備と比較しエネルギー使用量の削減が 10%以上見込まれるもの又は既存設備の発売から 10 年以上経過した後に発売されたものを導入する場合が対象です。

なお、電気等の削減に直接繋がらないもの（断熱窓等）や車両等汎用的に利用できるものは対象外です。

※ ②～⑤は、申請時点で東京都「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」第 2 の指定基準を満たすもの（②～④は更新に限り、既存設備よりエネルギー使用量の削減が見込まれるもの又は既存設備より後に発売されたものであること）を導入する場合が対象です（東京都ホームページの中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」において、対象製品を確認可能）。



【URL】[https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco\\_energy/bca245ffb/index.php](https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/bca245ffb/index.php)

※ ⑥は、申請時点で国の事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業）で補助対象機器として登録（前年度実施事業における登録済製品を含む）されていて、太陽光発電設備と連携するもの（更新の場合、既存設備より後に発売されたものであること）を導入する場合が対象です（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページの ZEH 支援事業「蓄電システム登録済製品一覧」において、対象製品を確認可能）。



【URL】<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/>

※ ①には、②～⑥を含みません。

※ ②～⑥は、中古品は対象外です。

※ 賃借等をする事業所への設備の設置に関して、事業所の所有者からの同意がない場合は、対象外です。

## 4 補助金額

### 【一般】

- 補助率 2 分の 1
- 限度額 100 万円

### 【特例】

ISO14001、ISO50001、エコアクション21又はエコステージ（ステージ2以上）のいずれかの認証を受けている場合の補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

- 補助率 3 分の 2
- 限度額 200 万円

※ 補助金額は、千円未満の端数を切り捨てます。

※ 不正な手段での補助金受領、計画目的以外への流用等の場合は、既に交付を受けた補助金全額の返還及び違約加算金等を納付していただきます。

## 5 補助対象経費

「3 補助対象事業」に記載の設備の導入に要する経費です。

なお、交付決定前に経費の支払いや設備の設置が完了している場合、支払いに関する書類に不備がある場合の他、リース料や消費税・振込手数料等の間接経費は対象外です。

※ 設備導入経費20万円以上が対象です。

※ 国・東京都等区以外の機関から補助金を受ける場合は、当該補助金額を差し引いた後の金額を対象経費とします。

## 6 交付申請

(1) 交付申請前に、区が指定する専門家（中小企業診断士等）による設備の設置予定箇所や規格についての確認が必要なため、専門家派遣申請書（別記第1号様式の1）をご提出ください。

(2) 専門家による確認後、次の申請書類（各1部）をご提出ください。

- ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 計画書（様式第1）
- ・ 収支予算書（様式第2）

### 【法人の場合】

- ・ 登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
- ・ 法人事業概況説明書
- ・ 納税証明書（非課税証明書）の写し  
法人住民税（荒川都税事務所発行）

### 【個人事業主の場合】

- ・ 開業届の写し
- ・ 青色申告決算書または収支内訳書の写し
- ・ 納税証明書（非課税証明書）の写し  
個人事業主（荒川区民）：個人住民税（荒川区役所発行）  
個人事業主（荒川区民以外）：個人住民税（居住自治体発行）と事業所課税（荒川区役所発行）

- ・ 見積書の写し（補助対象経費が40万円以上のときは、2者以上から提出を受けた見積書の写し）
- ・ ISO14001、ISO50001、エコアクション21又はエコステージ（ステージ2以上）の認証を受け、特例の利用を希望する場合、いずれかの認証を受けていることを確認できるもの
- ・ 現況の写真（新設の場合は設置予定箇所、更新の場合は既存設備を含めたもの。複数の機器を設置する場合は、全ての箇所の写真）
- ・ 「3 補助対象事業」に記載の②～⑥の設備を導入する場合、当該設備が補助対象機器として登録されていることがわかるもの（東京都又は一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページでの検索結果のハードコピー等）
- ・ 設置に係る同意書（事業所を賃借等している場合のみ。任意の様式）

※ 上記の派遣申請書や交付申請書等の様式は、受付相談窓口でお渡しします。

## 7 交付決定

申請書類の正式受理後、ご提出いただいた書類に基づき、エネルギー使用量の削減が 10%以上見込まれるものか、都や国の補助対象機器として登録されているものかなどの観点から交付の可否を決定します。

※ 交付決定通知に記載の交付決定額は予定額です。

## 8 実績報告

設備の設置後、次の報告書類（各 1 部）をご提出ください。

【報告書提出最終期限】

令和 8 年 3 月 31 日（火）消印有効 ※ 窓口を持参の場合は、令和 8 年 3 月 31 日（火）17 時まで。

- ・ 補助金実績報告書（別記第 7 号様式）
- ・ 収支決算書（様式第 4）
- ・ 支出を証明する書類（契約書、領収書等の写し）
- ・ 設置後の写真（複数の機器を設置した場合は、全ての箇所の写真）

※ 上記の別記第 7 号関連様式は、補助金の交付が決定した申請者にお渡しします。

※ 補助金のお支払いは実績報告後になります。設備の設置後、早めにご報告いただければ、その分、補助金のお支払い手続きが早くなります。

## 9 補助金額の確定及び交付

ご提出いただいた実績報告書類の確認を行い、補助金額を確定します。その後、申請者からご提出いただく請求書（別記第 9 号様式）に基づき、補助金をご指定の口座に振り込みます。

※ 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

※ 上記の別記第 9 号様式は、補助金額が確定した申請者にお渡しします。

## 10 企業化状況報告

補助対象経費が税抜 100 万円以上又は特例（環境認証取得）による補助を受けた場合、補助年度終了後 5 年間、毎会計年度終了時に過去 1 年間の「企業化状況報告書」の提出が必要です。また、補助を受けた設備投資により収益が生じたときは、収益の全部又は一部を納付いただく場合があります。

＜交付申請等の一連の流れ＞

| 申請者                                                | 荒川区                                           |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ①専門家派遣申請                                           |                                               |
|                                                    | ②専門家訪問・条件確認                                   |
| ③交付申請                                              |                                               |
|                                                    | ④審査及び交付決定<br>※交付決定額が上限予定額です。                  |
| ⑤設備購入・設置                                           |                                               |
|                                                    | ⑥専門家訪問・設置確認<br>※設置及び支払完了のご連絡をいただき次第、専門家が伺います。 |
| ⑦実績報告                                              |                                               |
|                                                    | ⑧補助金額確定<br>※実際の支払済経費を基に確定します。                 |
| ⑨補助金請求                                             |                                               |
|                                                    | ⑩補助金支払い                                       |
| ⑪企業化状況報告・収益納付（5 年間）<br>※補助対象経費 100 万円以上(税抜)又は特例利用者 |                                               |

## 11 補助金の交付決定の取り消し及び返還

申請内容の変更等が生じた場合の届出や実績報告等の提出義務を遵守しない場合に加えて、不正の手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この際、既に交付済の補助金については、原則として違約金等を加算の上、期限を定めて返還していただきますので、十分にご注意ください。

## 12 設備導入後の財産処分

導入した減価償却資産の耐用年数が経過する前の一定期間内に、廃棄・譲渡等を行う場合は、区から事前に承認を受ける必要があります。また、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

## 13 その他

- 同一の申請者について補助額が合計 100 万円（特例利用の場合は、200 万円）になるまで、「3 補助対象事業」に記載の①～⑥の設備導入に際し、補助金を利用できます。
- ※ 同一年度内に、同じ種類の設備の導入に関して、補助金を利用することはできません。
- ※ 特例の利用は、同一年度内に 1 回限りです。
- 申請等に使用する代表者印（法人、個人事業主ともに実印。認印や社判は不可）は統一してください。
- 申請や実績報告等の手続きの際に要する経費（書類の作成、提出に要する経費）は全て申請者の負担となりますので、予めご了承ください。

## 14 交付申請等の受付相談窓口

申請書・実績報告書は受付相談窓口にご提出ください。また、提出書類や手続について不明な点につきましても、受付相談窓口へお気軽にお問い合わせください。

### 〔受付相談窓口〕

荒川区 産業経済部

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3 代表電話：03-3802-3111 FAX：03-3803-2333

○産業振興課商業振興係（商業・サービス業の方） 内線 468

○経営支援課経営支援係（製造業・建設業・運輸業等の方） 内線 474